

スクールセクハラに見る千葉県の後進性

千葉市緑区選出県議会議員 川本幸立

セクハラ事件続々

ここ数カ月でも、盗撮で千葉市立中の教諭の逮捕(6月)、女子中学生へのわいせつ行為で市原市立中の教諭の逮捕(7月)、児童買春で佐倉市立中学校教諭が逮捕(9月)など教師による「わいせつ犯罪」が報道されています。文科省の調査結果によれば、07年度に「わいせつ・セクハラ」で懲戒処分を受けた千葉県の教育職員は7名(06年度7名)ですが、これは氷山の一角とみられます。実際、県教委が08年度(04年度から開始)に実施した県立学校の生徒・職員を対象としたセクハラに関する実態調査結果によれば、職員から「体に触られ不快だった」「性的な関係を求められ不快だった」との回答を高等学校生徒ではそれぞれ309名、49名が寄せています。

大阪の場合は…

委一市教委一学校長という「身内で処理」という姿勢を頑なにとり続けています。

示したといいますが、なぜかその結果については一切把握していないといえます。人事権を持つ県教委として責任放棄と言えるでしょう。また児童や生徒向けのリーフレットすらありません。

8月初旬、大阪府と大阪市の教育委員会を訪ね、担当者からスクールセクハラ対策について直接お話を伺いました。大阪府教委は、弁護士やカウンセラーなどで構成される「対応チーム」に学校長らに直接指示できる権限を与えるとともに、専門家による「評価委員会」が学校、府教委の取り組みに対する評価と提言を行います。大阪府教委は、第三者の立場の専門相談員による窓口を設け、大阪府と同様に「救済チーム」と「評価チーム」を設け、「被害者の保護・救済を第一義とする」ことを基本姿勢に掲げています。

身内で処理

県議会でも再三取り上げてきた浦安市立小で03年に起きた児童への教諭による強制わいせつ事件では、被害にあった子どもたちはPTSD(外傷後ストレス障害)に今でも苦しみ、完治することは難しいと言われています。第三者を含めた公正で迅速な対応、被害を受けた子どもの救済制度の整備が不可欠です。しかし県教



千葉県の改善を求める

その後、県教委は各市町村教委にセクハラの実態を把握するように指

表：スクール・セクハラ対策の比較

	千葉県	大阪府	大阪市
ガイドライン	99年策定	99年策定し、08年改定	97年策定し、05年改定
児童・生徒へのリーフレット	×	○	○
第三者による相談窓口	×	○民間連携相談機関	○専門の相談員
救済システム	×	○弁護士、臨床心理士などによる「対応チーム」を設置	○弁護士、臨床心理士、医師(心療内科)による「救済チーム」を設置
評価システム	×	○専門家による「評価委員会」が評価と改善の提言	○専門家による「評価チーム」が評価と改善の提言